

令和 8 年度 定期総会資料



協議日 : 令和 8 年 4 月 2 2 日 (水)

習志野市立香澄小学校 P T A

令和 8 年度 定期総会

(書面表決)

1. 報告事項
 - (1) 令和 7 年度活動報告 . . . 2～10 頁
 - (2) " 決算報告 . . . 11～12 頁
 - (3) " 会計監査報告 . . . 13 頁
2. 協議事項
 - (1) 令和 8 年度活動方針案 . . . 14 頁
 - (2) " 予算案 . . . 15 頁
 - (3) " 代表役員案 . . . 16 頁
 - (4) " P T A 会則案 . . . 17～20 頁
 - (5) " 個人情報取扱規則案 . . . 21・22 頁
 - (6) 令和 8 年度組織図 . . . 23 頁

令和7年度活動報告

《代表役員》

月	日	会 議	日	出 席
4			23	令和7年度 定期総会(書面表決)
5	15	第1回役員会	13	陸上記録会
	21	第1回定例会	31	香澄小学校運動会
6	5	第2回役員会	26	PTA会費集金
7				
8				
9	2	第3回役員会		
	30	第2回定例会		
10				
11	11	第4回役員会	8	海辺のコンサート
12	10	令和8年度代表役員決定会議	3	マラソン大会
1	15	第5回役員会		
	28	第3回定例会		
2	10	第6回役員会	20	香澄小学校新入生一日入学
3			18	香澄小学校卒業式
令和8年			9	香澄小学校入学式
4			13	委員決め・引継ぎ
			22	令和8年度 定期総会(書面表決)

《習志野市PTA連絡協議会（市P連）》

新旧会長会	4/23
習志野市PTA連絡協議会定期総会	5/12
市P連役員会	5/27 9/11
会長会	7/4 9/26 11/28
習志野市賀詞交歓会	1/8

バレーボール委員会	10項《バレーボール実行委員》を参照
大会準備・手伝い	

《関係団体》

【香澄・芝園まちづくり会議】

まちづくり会議	5/22 7/24 9/4
花いっぱい花壇づくり	6/20 11/19

【新習ふれ愛ネット(旧 新習志野地区生涯学習圏会議)】

運営委員会	5/1 10/9 12/18 1/29
芋煮とモルック前日準備・大会	10/31 11/1
海辺のコンサート前日準備・当日	12/12 12/13
新習志野かるた大会	1/7
新習ふれ愛まつり前日準備・当日	3/7 3/8

【七中学区青少年健全育成連絡協議会（青連協）】

総会	6/5
広報誌『虹』発行	10/7 3/7
薄暮パトロール	7/18
年末ごみ拾いパトロール	12/23

【七中学校区学校保健委員会】

講演会	2/19
-----	------

【学校運営協議委員会】

学校運営協議会	4/15
---------	------

習志野市PTA連絡協議会（市P連）について

習志野市立の小学校、中学校のPTAで構成され、各校のPTA間の連絡と協議を密にし、PTA活動や教育振興に協力し、子どもたちの健全な育成を図るために、活動を行います。

【会長会】

市P連の討議・議決機関です。

（名前の通り、会長・市P連役員・校長会代表者で構成されています。）

【役員会】

市P連の総会・会長会の議案作成・会務執行をします。

【地域パトロール連絡協議会】

地域のパトロールをしたり、研修会を開いたり、地域の子どもたちの教育環境を整えます。

【バレーボール委員会】

バレーボールを通じて各校PTA会員の交流を図ることを目的として、大会を企画運営します。

関係団体について

【香澄・芝園まちづくり会議】

香澄小学校、第七中学校、香澄小学校PTA、第七中学校PTA、連合町会、社会体育指導委員、地域団体などで構成され、住み良い環境を作ることを目指しています。

【新習ふれ愛ネット（旧 新習志野地区生涯学習圏会議）】

新習志野公民館を中心に、香澄・秋津・茜浜地区の小学校、中学校、幼稚園、保育所、各地区の生涯学習連絡協議会、連合町会、各関係団体によって構成され、情報交換や事業に取り組んでいます。

【七中学区青少年健全育成連絡協議会（青連協）】

香澄・秋津・谷津南の各小学校、第七中学校PTA、青少年相談委員、民生児童委員、青少年補導委員等によって構成され、各自治会、管理組合の協力のもとに、七中学区の青少年が心身共に素直で健康に育っていく事を願い、活動しています。

【七中学校区学校保健委員会】

習志野第七中学校区における学校保健の実態の把握、また健康教育のために必要な指導と協力を目的として活動しています。

《学級委員》

・ 活動内容

定例会への参加

P T A会費の集金

各学年親子レクリエーション活動の企画・運営

日時	活動行事
令和7年5月21日	第1回定例会
6月26日	P T A会費集金
9月30日	第2回定例会
10月27日	3年生親子レク：紙飛行機飛ばし
10月29日	4年生親子レク：ドッジボール
10月30日	1年生親子レク：玉入れ
10月31日	5年生親子レク：ドッジボール・線おに
令和8年1月23日	2年生親子レク：玉入れ・ボール運び・じゃんけん列車
1月28日	第3回定例会
2月19日	6年生親子レク：追いかけて玉入れ・○×クイズ大会

《卒業対策推進チーム》

・ 活動内容

第1回集金、第2回集金

卒業記念品手配、卒業アルバム費、修学旅行費の振り込み

卒業式の前日、当日準備（花束、返金等）

《広報》

・ 活動内容

学校内外の行事活動について広報誌「くろがねもち」に掲載・発行

号数	発行日	内容
NO. 160	令和7年7月17日	<ul style="list-style-type: none">・ 香澄小運動会・ 職員紹介・アンケート・ P T A代表役員紹介・ P T A会長からのメッセージ・ 教頭先生からのメッセージ・ 交通安全ボランティア紹介・ P T Aバレー活動紹介
NO. 161	令和7年3月13日	<ul style="list-style-type: none">・ 卒業おめでとう6年生特集 6年生のメッセージ・ 学年レクリエーションの報告・ 芸術鑑賞会、マラソン大会 大人のための生と性の講座報告・ うさぎ小屋ボランティアの紹介・ P T Aバレーボールの紹介・ 編集後記

《文化》

・ 活動内容

家庭教育学級の開催

家庭教育学級のお知らせ・広報として「にんじん」を発行（年3回）

日時	学習テーマ	場所	講師	人数
令和7年 6月10日	◆「人生を豊かに育むための教育 発達段階に応じた こころ・からだ・性の教育 を通して」	プラッツ習志野	東京医療保健大学 医療保健学部 教授 渡會 睦子先生	4名
令和8年 1月15日	◆「大人のための生と性の 健康講座」	香澄小 多目的室	助産師 鶴岡 利江子先生	19名

家庭教育学級開設式

	開催日	場所
説明会	令和7年5月7日	新習志野公民館
反省会	令和8年2月12日	新習志野公民館

※会員の皆様、家庭教育学級へのご参加、ご協力ありがとうございました。

《補導委員》

【青少年センター指示による活動】

学区会	4/18 5/16 6/12 7/11 9/17 10/20 11/14 12/12 2/16 3/16
委嘱状交付式・総会・初任者講習会	5/27
薄暮パトロール(青少年センター車でパトロール)	4/15 6/11 8/27 9/3 10/23 11/6 12/4 1/21 2/25
学区一斉パトロール(地域を自転車でパトロール)	7/31 10/30 2/20
広域列車パトロール	10/21
冬季特別補導(年末パトロール)	12/23
年始パトロール	1/7

【青少年補導委員連絡協議会の活動】

前期研修会	7/11
後期研修会	1/27

【青少年健全育成連絡協議会(青連協)の活動】

七中学区青連協総会	5/27
夏季特別補導	7/18
香澄祭りパトロール	8/2 8/3
秋津祭りパトロール	10/18
年末ゴミ拾いパトロール	12/23
夏休み・春休み薄暮パトロール	7/18

【その他関連する行事への参加】

市民祭り	10/12
ポスター展・手伝い	12/6
年末ゴミ拾いパトロール	12/23

《バレーボール委員》

【バレーボール委員会】

役員会（実行委員）	5/14 6/13 8/19 8/29 9/3 9/22 12/4 1/13
運営委員会（実行委員・競技委員）	5/30 7/8 9/3 9/22 10/31 2/4
大会運営（実行委員・競技委員）	9/9(市内大会1日目 袖ヶ浦体育館) 9/17(市内大会2日目 東部体育館) 10/3(習八大会 東部体育館) 11/14(親善大会 袖ヶ浦体育館)
審判講習会運営	7/2

【PTAバレーボール部】

・練習日

毎週水曜日 19時～21時

第二・第四・第五土曜日 19時～21時/第一・第三土曜日 15時～17時

・練習試合

大久保東小学校	5/9
第一中学校	6/11
津田沼小学校 谷津南小学校	6/28
谷津小学校	7/12
第七中学校	7/23
第五中学校	8/6
第二中学校	8/23
谷津南小学校	10/11
向山小学校	10/22
第五中学校 藤崎小学校	11/5
フリーダム	11/11
ブルーム	11/19
津田沼小学校	1/21
向山小学校	1/28
フリーダム	3/11

・大会

市内大会	9/9 9/17
親善大会	11/14
郵便局長杯	12/7
七中杯	2/15

・その他

審判講習会	7/2
袖ヶ浦体育館練習	7/25

令和7年度 決算報告

1. 会計【普通預金】

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(収入の部)

(単位:円、△はマイナス)

費目	予算額	決算額	備考
前年度繰越金	1,934,245	1,934,245	
会費	480,000	558,000	166世帯(内転出1世帯1250円、転入3世帯4250円含む)＋教職員21名
雑収入	0	3,869	普通預金受取利息等
合計	2,414,245	2,496,114	

(支出の部)

費目	予算額	決算額	備考
活動研修費			
広報	18,000	16,694	広報紙発行に関わる活動費等
文化	11,000	96	家庭教育学級開催に関わる活動費等
PTAバレーボール活動費	18,000	17,955	消耗品、活動費等
PTAバレーボール大会負担金	7,000	7,000	大会負担金
P連活動費	5,000	2,600	市P連関連参加費及び負担金等
交通通信費	10,000	7,700	交通費、振込手数料、切手代等
会議費	2,000	0	会議に関わる費用
事務消耗品費	30,000	22,580	インク代、コピー用紙代等
備品費	0	0	PTA室の耐久物品購入費
行事費	125,000	135,997	運動会ジュース代、コサージュ代、入学・卒業祝い品等
渉外費	8,000	14,296	他団体との交流費
慶弔費	30,000	35,706	会員、児童の慶弔費、職員離任時花代
会員保険費	18,000	15,309	令和7年度分 PTA団体総合補償制度保険料
P連会費	16,000	18,400	100円×会員数(会員162名 教職員22名)
環境整備費	23,000	23,000	卒業式の花代
周年行事積立金	80,000	80,000	周年行事準備金、積立金へ
ユニホーム積立金	0	0	令和7年度積立なし
賃借料	60,000	59,180	印刷機リース料・保守料
システム管理費	19,000	19,000	マメール最大200名プラン
小計	480,000	475,513	各活動費の合計
備品費	0	0	
PTAバレーボール備品費	20,000	19,250	バレーボール部備品購入費
命の講座	23,000	0	令和7年度は教育委員会より支払い
芸術鑑賞会	80,000	79,900	芸術鑑賞会鑑賞料
小計	123,000	99,150	
予備費	1,811,245	0	
合計	2,414,245	574,663	

収入合計	支出合計	差引残高
2,496,114	574,663	1,921,451

次年度繰越金 1,921,451 円

2.ユニフォーム積立金【普通預金】

令和7年4月1日～令和8年3月31日
(単位：円)

費目	収入	支出	備考
前年度繰越金	215,302	0	
令和7年度積立	0	0	
受取利息	391	0	
合計	215,693	0	

次年度繰越金 215,693 円

3.周年行事積立金【普通預金】

令和7年4月1日～令和8年3月31日
(単位：円)

費目	収入	支出	備考
前年度繰越金	429,164	0	
令和7年度積立	80,000	0	令和7年度予算より
受取利息	786	0	
		0	
合計	509,950	0	

次年度繰越金 509,950 円

4. ベルマーク


令和7年4月1日～令和8年3月31日
(単位:点)

費 目	収 入	支 出	備 考
前年度繰越点数	124,445		
ワイヤレスマイク		49050	
逆上がり補助機		63220	
バントナル		4251	
インクカートリッジ		6823	
東日本大震災援助事業		1,101	
合 計	124,445	124,445	

次年度繰越点数 0(点)


上記の通り、報告致します。
習志野市立香澄小学校PTA

会計

岡本みほ子 三上夏実 

諸帳簿等監査の結果相違ありません。

会計監査

久米田 利恵 斯波 里佳 

令和8年度活動方針（案）

1. 児童の健全育成を目的とし、児童の環境浄化に努め会員相互の理解を深め、学校教育活動への助成と協力を行います。
2. 学級委員は学級活動の充実を図り、全会員の参加協力により以下の活動を行います。
 - ① 安全な環境を保つために、パトロールを実施。
 - ② P T A 活動の内容を伝えるために、広報紙「くろがねもち」を発行。
 - ③ 家庭教育に関する学びを深めるために、家庭教育学級を開催。
3. 地域社会と共に手を携えて、各関係団体に協力します。
(習志野市 P T A 連絡協議会、七中学区青少年健全育成連絡協議会、
新習ふれ愛ネット、香澄・芝園まちづくり会議、七中学校区学校保健委員会)
4. 習志野市より個人情報取扱を策定するよう要請がある為、香澄小学校 P T A 個人情報取扱規則を施行します。

令和8年度 予算書(案)

1. 会計

令和8年3月31日

(収入の部)

(単位:円)

費目	令和8年度予算額	R7年度決算額	備考
前年度繰越金	1,811,245	1,934,245	
会費	510,000	558,000	3,000円× 会員数(世帯数+教職員数=約170名)
雑収入		3,869	
合計	2,321,245	2,496,114	※149世帯+21教師

(支出の部)

費目	令和8年度予算額	R7年度決算額	備考
活動研修費			
広報	18,000	16,694	広報誌発行に関わる活動費等
文化	1,000	96	講師用お茶代等
学級委員	6,000	0	学年レクに関わる費用
PTAバレーボール活動費	20,000	17,955	消耗品、活動費、備品(ボール)等
PTAバレーボール大会負担金	9,000	7,000	大会負担金
P連活動費	5,000	2,600	市P連関連参加費及び負担金等
交通通信費	10,000	7,700	交通費・振込手数料・切手代等
会議費	0	0	会議に関わる費用
事務消耗品費	22,000	22,580	インク代、コピー用紙代等
備品費	0	0	PTA室の耐久物品購入費
行事費	140,000	135,997	運動会ジュース代、コサージュ代等
渉外費	9,000	14,296	他団体との交流費
慶弔費	30,000	35,706	会員、児童の慶弔費、職員離任時花代
会員保険費	21,000	15,309	令和8年度分 PTA団体総合補償制度保険料
P連会費	17,000	18,400	100円× 会員数(約170名)
環境整備費	23,000	23,000	卒業式の花代
周年行事積立金	80,000	80,000	周年行事準備金、積立金へ
ユニフォーム積立金	0	0	ユニフォーム準備金、積立金へ
賃借料	0	59,180	印刷機リース料・保守代
システム管理費	19,000	19,000	マ・メール利用料
PTAバレーボール備品費	0	19,250	バレーボール備品購入
命の講座	0	0	生と性の健康講座講演料
芸術鑑賞会	80,000	79,900	芸術鑑賞会鑑賞料
小計	510,000	574,663	
印刷機返却費用	50,000	0	印刷機リース解約に伴う機器返却費用
小計	50,000	0	
予備費	1,761,245	0	
合計	2,321,245	574,663	

※千葉県PTA連絡協議会から退会に伴い保険が民間の保険となったため予算増やしております。

※会議等費用・備品購入の予定がないため、今年度はなしとします。

※ユニフォーム購入に十分な金額が積立できましたので、今年度はユニフォーム積立をなしとします。

※手紙印刷削減をするため、印刷機リースを廃止することとしたため、賃借料はなしになります。

※5年生向けの生と性の健康講座講演料は教育委員会での補助ができることとなったためなしとします。

2. 積立金

費目	令和7年度繰越金	令和8年度積立金	令和8年度期末残高	備考
周年行事積立金	509,950	80,000	589,950	普通預金
ユニホーム積立金	215,693	0	215,693	普通預金

令和8年度代表役員(案)

会 長	石 倉 亜紀恵	さん	(6年)
副会長	藤 田 整	先生	(教職員)
副会長	溝 口 真寿美	さん	(6年、5年)
副会長	高 澤 博 子	さん	(6年、3年)
書 記	宮 川 みなみ	さん	(5年、3年)
書 記	宇和川 桃 子	さん	(6年、4年、3年)
会 計	保 坂 知 世	さん	(3年)
会 計	工 藤 久美子	さん	(6年、3年)

令和8年度会計監査(案)

会計監査	三 上 夏 実	さん	前年度会計
会計監査	岡 本 みほ子	さん	前年度会計

令和8年度PTA会則改訂箇所

以下の理由により、習志野市立香澄小学校PTA会則を改訂します。

改訂理由：各年度の活動に応じた係を配置するため

改訂内容

(1) 第四章 役員 第6条 2 学級委員について下線部分を以下のように改訂

【改定前】

第6条 本会に次の役員を置く

- 1 代表役員
会長 1名 副会長 3名（内教職員1名） 書記 2名 会計 2名
- 2 学級委員
各クラスより2名
文化・広報（学級委員と兼務）
- 3 補導委員 2名
- 4 会計監査 2名

※但し、必要に応じ増減員することができる

【改定後】

第6条 本会に次の役員を置く

- 1 代表役員
会長 1名 副会長 3名（内教職員1名） 書記 2名 会計 2名
- 2 学級委員
各クラスより2名
各年度の活動に応じた係と兼務
- 3 補導委員 2名
- 4 会計監査 2名

※但し、必要に応じ増減員することができる

習志野市立香澄小学校PTA会則（案）

第一章 名称

- 第1条 本会は習志野市立香澄小学校PTAという
第2条 本会は事務所を香澄小学校に置く

第二章 目的及び活動

- 第3条 本会は、学校及び家庭における教育に関し相互に理解を深め、協力してその教育の振興に努め、本校児童の発展に資することを目的とする
第4条 本会は、前条の目的を遂げるために次の活動をする
- 1 児童の健康増進に関すること
 - 2 児童の生活向上に関すること
 - 3 学校行事の助成に関すること
 - 4 会員の教養の向上と親睦に関すること

第三章 会員

- 第5条 本会の会員は、次のとおりである
- 1 香澄小学校に在籍する児童の保護者
 - 2 香澄小学校に在籍する教職員
 - 3 会員はすべて、平等の権利と義務を持つ

第四章 役員

- 第6条 本会に次の役員を置く
- 1 代表役員
会長 1名 副会長 3名（内教職員1名） 書記 2名 会計 2名
 - 2 学級委員
各クラスより2名
各年度の活動に応じた係と兼務
 - 3 補導委員 2名
 - 4 会計監査 2名
※但し、必要に応じ増減員することができる

- 第7条 役員の仕事は次のとおりにする
- 1 会長はこの会を代表し、会務を総理する
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その業務を代行する
 - 3 書記は記録運営に努める
 - 4 会計は本会の会計事務を処理し、定期総会で決算報告をする
 - 5 会計監査は会計事務を監査し、定期総会において報告をする

- 第8条 次年度代表役員の選出方法は、その年の定例会で決定する
第9条 代表役員の任期は1年とする 但し、再任は妨げない

第五章 会 議

第10条 本会運営のために次の会議をもつ

1 総会

- (1) 総会は、毎年一回学年始めに行い、会員をもって構成する最高の議決機関であり、決算の承認・予算及び事業計画、役員の承認・会則の改正・その他重要事項を決定する
- (2) 臨時総会は定例会が認める時、または会員の2分の1以上の要求がある時開くことができる
- (3) 総会は、全会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立とする
- (4) 議決は出席者の過半数の同意を必要とする 但し、会則改定、臨時総会は3分の2以上の同意を必要とする
- (5) 議決権は一世帯一票とする

2 定例会

- (1) 代表役員、学級委員、補導委員で構成され総会に次ぐ議決機関である
- (2) 定例会は必要に応じて開催され、構成員2分の1以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする
- (3) 会長は、必要に応じ代表役員会の要望で臨時に定例会を開催することが出来る

3 代表役員会

代表役員で構成され、会の円滑な運営のために企画執行する

4 学級会

- (1) 各学級の会員で構成され、学級委員が中心となり話し合い、学級の自主活動と定例会決定事項を実施する
- (2) 次年度の委員を選出する

5 特別委員会

定例会の議決により役員で構成される特別委員会を置くことができる

第六章 会 計

第11条 本会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によってまかなう
また必要によって臨時に会費を徴収することもある

- 第12条 (1) 本会の会費は、一世帯月額250円とする 但し事情により会費を免除することができる
(2) 転出時申請は2週間前に学級に知らせる 連絡があった会員には残りの月数分返金する

第13条 本会の経費は、総会において承認された予算に基づいて行われる

第14条 本会の決算は、会計監査を経て報告され総会において承認されなければならない

第15条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

【細則】

慶弔規定

会員相互が、友情と信頼を深め、喜び悲しみを共に分かち合うことを目的とする

- | | | |
|---------|------------------|-----------|
| 1 結婚、出産 | 5,000円 | (教職員) |
| 2 死去 | 10,000円 | (会員及び配偶者) |
| 3 転勤、退職 | 花束・記念品など3,000円相当 | (教職員) |

- ・上記以外の事例で緊急の場合は、代表役員会で決定し、定例会の事後承認を得る
- ・本会の慶弔に対して謝礼は受けない

【付則】

この会の会則は、令和8年度定期総会開催日から施行する

昭和57年	4月28日	制 定
昭和63年	4月18日	一部改正
平成元年	4月17日	一部改正
平成 2年	4月16日	一部改正
平成 3年	4月15日	一部改正
平成 4年	4月15日	一部改正
平成 5年	4月15日	一部改正
平成 7年	4月15日	一部改正
平成 8年	4月20日	一部改正
平成10年	4月17日	一部改正
平成14年	4月18日	一部改正
平成15年	4月17日	一部改正
平成18年	4月20日	一部改正
平成19年	4月19日	一部改正
平成20年	4月24日	一部改正
平成21年	4月16日	一部改正
平成27年	4月16日	一部改正
平成28年	4月14日	一部改正
平成29年	4月21日	一部改正
令和 4年	4月18日	一部改正
令和 5年	4月20日	一部改正
令和 6年	4月23日	一部改正
令和 7年	4月23日	一部改正
令和 8年	4月22日	一部改正

香澄小学校PTA個人情報取扱規則（案）

（目的）

第1条 香澄小学校PTA（以下、「香澄小PTA」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

（責務）

第2条 香澄小PTAは個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、香澄小PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

第3条 香澄小PTAにおける個人情報データベースの管理者は、香澄小PTA代表役員とする。

（取扱者）

第4条 香澄小PTAにおける個人情報データベースの取扱者は、香澄小PTA代表役員とする。

（秘密保持義務）

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第6条 香澄小PTAは、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

（利用）

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

（1）PTA会員への連絡（会費集金、諸連絡含む）

（2）PTA会員名簿の作成

（利用目的による制限）

第8条 香澄小PTAは、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（管理）

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（保管及び持ち出し等）

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

（第三者提供の制限）

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

（1）法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報第三者（前条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨
(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者（前条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）
(情報開示等)

第14条 香澄小PTAは、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに香澄小PTA会長に報告する。

(研修)

第16条 香澄小PTAは、取扱者に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 香澄小PTAは、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 香澄小PTAの「香澄小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、令和6年度定期総会開催日から施行する。

令和5年 4月20日	制 定
令和6年 4月23日	一部改正

令和8年度組織図

